

四日市市優良建設工事表彰要領(令和5年1月19日改正)の解釈、運用について

(令和6年5月)

主旨:

令和5年1月19日付改正の四日市市優良建設工事表彰要領について、表彰の判定等の分かりにくい部分について、改めて、解釈や要領の運用について示すものとします。四日市市優良建設工事表彰要領と合わせてご覧ください。

令和6年 5月 1日

四日市市優良建設工事表彰要領(令和5年1月19日改正)の解釈、運用について

総務部工事検査課

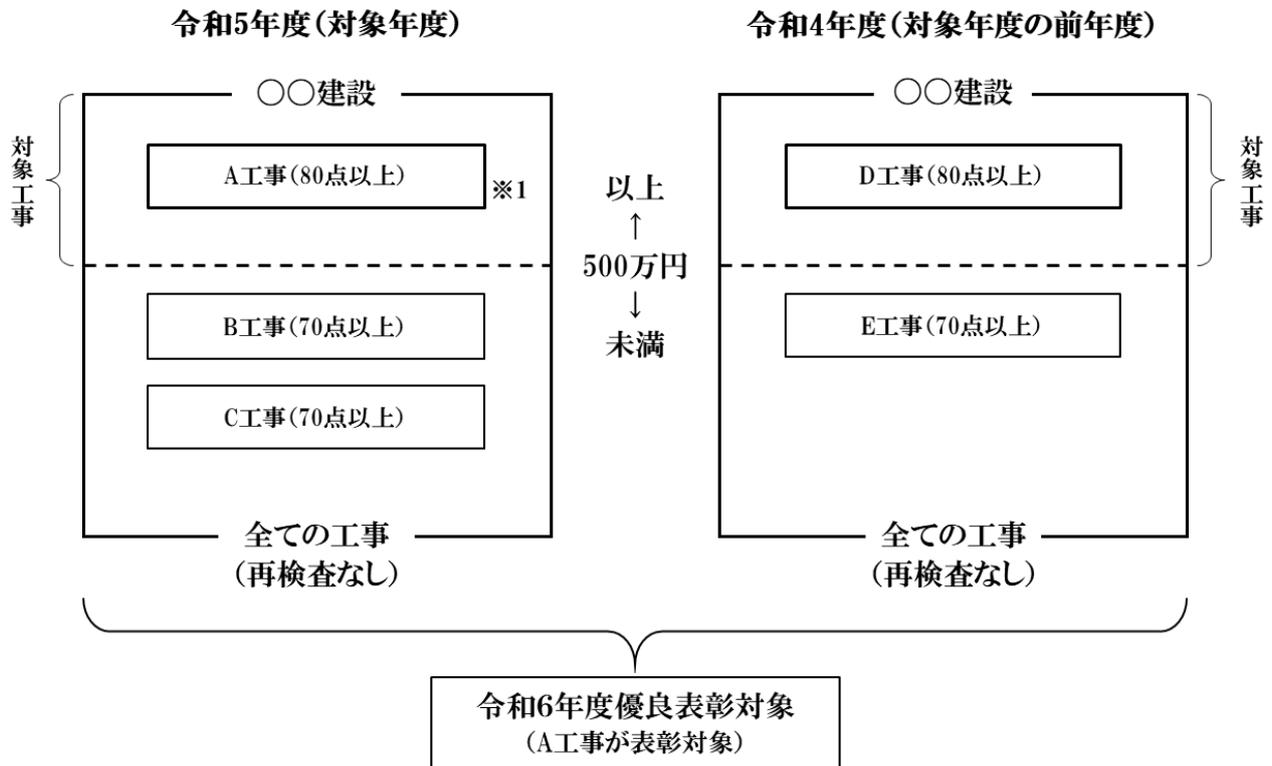
令和5年1月19日付改正の四日市市優良建設工事表彰要領の解釈や運用について、次のとおり考え方を示す。

1. 第4条第1項(4)号ほかにある「再検査が無いこと」とは、完成検査において「不合格」となった工事が無かったことをいう。
2. 第4条第2項による表彰について。※次頁に参考例と図があります。
 - ・第2項は、対象年度の工事完成件数が1件しかない建設業者を特例的に表彰するための条項である。
 - ・第2項によって表彰を受けた場合、表彰される工事にあたるのは、対象年度に完成した工事1件のみである。
 - ・(1)号に「対象工事を1件のみ有し」とあるが、この件数に500万円未満の工事は含まない。ただし、(3)号の要件適否を判断する際は、500万円以下の工事を含んで考える。この差異は、(1)号は、「対象工事」、(3)号は、「全ての工事」となっていることを根拠として生じる。
3. 第5条(1)号の「対象工事」は、対象年度の工事のみを示しているため、第4条第2項による表彰において、対象年度の前年度の工事が85点以上であっても技術者表彰の対象とはならない。
4. 第5条(2)号の「その業者が雇用している者」は、その業者の代表者や役員を含む。
5. 第7条で取り扱う共同企業体は、表彰の期日の時点で企業体を解消し、すでに企業体として存在していないということも考えられる。そのような企業体が表彰対象となった場合は、構成企業の全者が、第4条第1項(1)及び(2)を満たしているときに限り、表彰できるものとする。
6. 5.の前段のような場合においても、第7条第2項及び第3項の適用については、企業体を構成していた各企業を対象として判断するものとする。

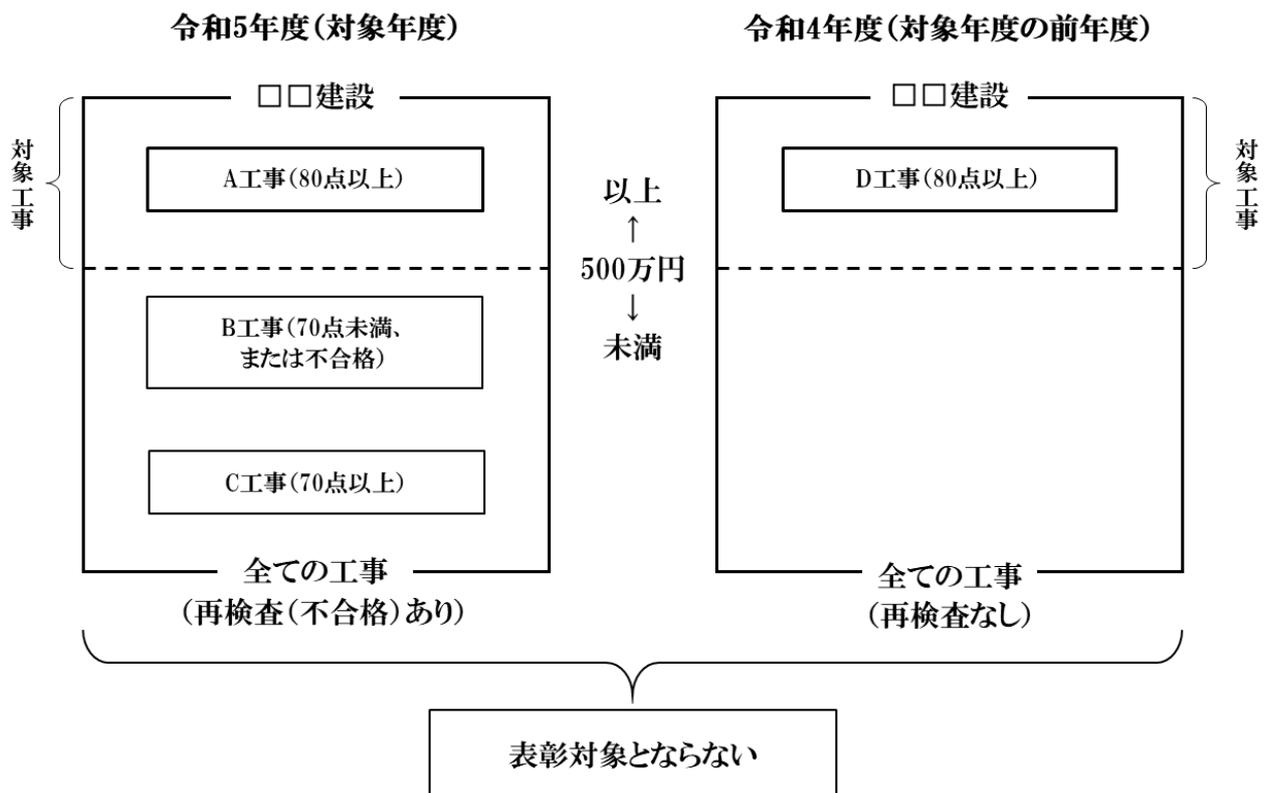
第4条第2項による表彰の参考例

(1) 令和6年度に表彰となる例

- 表彰される工事は、※1のみ。
- ※1が85点以上の場合、優秀技術者表彰対象となる。



(2) 表彰対象とならない例



四日市市優良建設工事表彰要領

平成15年4月1日施行
平成15年9月22日一部改正
平成17年4月1日一部改正
平成19年4月1日一部改正
平成21年4月1日一部改正
平成21年6月1日一部改正
平成23年4月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正
令和4年4月11日一部改正
令和5年1月19日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事の施工の適正化及び施工技術の向上を図ることを目的に、市発注の建設工事を優秀な成績で完成させた建設業者及び工事技術者を表彰することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「建設工事」及び「建設業者」とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条に定める建設工事及び建設業者をいう(工事は、修繕、解体及びしゅんせつ等を含まない)。

2 この要領において「市発注の建設工事」とは四日市市、四日市市上下水道局及び市立四日市病院が発注する建設工事をいう。

3 この要領において「工事技術者」とは建設業者が雇用する工事技術者をいう。

(対象となる建設工事)

第3条 この要領による表彰の対象となる建設工事(以下「対象工事」という。)は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす工事とする。

(1) 契約金額が500万円以上であること。

(2) 表彰を行う前年度(以下「対象年度」という。)に完成していること。

(表彰の対象となる建設業者)

第4条 次の各号に掲げる要件をいずれも満たす建設業者は、表彰の対象とする。

(1) 表彰の期日に四日市市請負工事入札参加資格者名簿に登録されている業者であること。

(2) 本市から建設工事を直接受注する業者であること。

(3) 対象工事を2件以上有し、かつ、それらのうち少なくとも1件の工事成績評定点が80点以上であること。

(4) 対象年度における全ての工事の完成検査について、工事成績評定点が70点以上、かつ、受注者の責によることが明らかな再検査が無いこと。

2 前項の規程を満たさない業者は、前項第1号、第2号及び次の各号に掲げる要件をいずれも満たす場合、表彰の対象とする。

(1) 対象工事を1件のみ有し、さらにその前年度の対象工事を1件のみ有しながら、かつ、それら2件の工事成績評定点がともに80点以上であること。

(2) 前年度に本項適用による表彰を受けていないこと。

(3) 対象年度及びその前年度における全ての工事の完成検査について、工事成績評定点が70点以

上、かつ、受注者の責によることが明らかな再検査が無いこと。

(表彰の対象となる工事技術者)

第5条 次の各号に掲げる要件をいずれも満たす工事技術者は、表彰の対象とする。

(1) 第4条第1項または第2項の要件を満たす業者の対象工事の中で、工事成績評定点が85点以上の工事を担当した主任技術者等であった者。

(2) 表彰の期日にその業者が雇用している者。

(失格事項)

第6条 表彰を行う年度の4月1日前2年間又は表彰を行う年度の初日から表彰の期日までの間に、次の各号のいずれかに該当する建設業者は、この要領による表彰の対象となることはできない。

(1) 入札参加資格停止となっている場合。

(2) 建設業法第5章の規定に基づく監督処分を受けた場合。

(3) 四日市市請負工事入札参加資格審査会(以下「審査会」という。)において、優良建設業者及び優秀工事技術者候補として不適当と認められる行為があった場合。

2 前項の「表彰の期日」とは表彰日当日を指すことから、同日に失格事項に該当した場合は表彰対象とはならない。

(共同企業体)

第7条 表彰の対象として、共同企業体の扱いについては、企業体は一個の「建設業者」とみなし、共同企業体を構成する各建設業者とは別業者として扱うものとする。

2 共同企業体における失格事項の取り扱いについては次のとおりとする。

(1) 共同企業体を構成する単独の建設業者が失格事項に該当した場合は、当該共同企業体についても失格事項に該当するものとして扱う。

(2) 共同企業体が失格事項に該当した場合は、当該共同企業体を構成する単独の建設業者もそれぞれ失格事項に該当するものとして扱う。

3 共同企業体における優秀工事技術者は、代表となる主任技術者等を対象とする。

(表彰審査資料の提出)

第8条 工事検査課長は、表彰の対象となる建設業者及び工事技術者について、優良建設業者表彰推薦内申書(第1号様式)及び優秀工事技術者表彰推薦内申書(第2号様式)を作成し、総務部長に提出するものとする。

2 総務部長は、前項の規定により当該内申書の提出を受けたときは、これに基づき、優良建設業者表彰推薦総括表(第3号様式)及び優秀工事技術者表彰推薦総括表(第4号様式)を作成のうえ、当該内申書を添えて審査会に提出し、審査を依頼するものとする。

3 審査会は、前項の規定により提出された当該総括表を審査して優良建設業者及び優秀工事技術者候補を選定し市長、上下水道事業管理者、市立四日市病院事業管理者及び四日市市上下水道局請負工事入札参加資格審査会に報告するものとする。

(優良建設業者及び優秀工事技術者の決定)

第9条 市長は、審査会の報告に基づき、優良建設業者及び優秀工事技術者を決定し、表彰するものとする。

(表彰方法)

第10条 表彰は、優良建設業者及び優秀工事技術者に対して受賞の通知及び表彰状の交付をもって行う。

2 表彰状の交付は、手渡しや郵送によるほか、評定85点以上の優良建設業者及び優秀工事技術者に対しては、表彰式において市長が表彰状を授与するものとする。

3 諸事情により前項のとおり行うことが困難な場合は、別途表彰方法を定めるものとする。

(表彰件数)

第11条 一つの年度における表彰件数は、特に定めない。

(表彰の期日)

第12条 表彰の期日は、市長が定める。

(庶務)

第13条 優良建設業者及び優秀工事技術者の表彰に関する庶務は、総務部工事検査課において行う。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長、上下水道事業管理者及び市立四日市病院事業管理者が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成15年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(表彰の対象となる建設工事)

2 この要領による表彰の対象となる建設工事は、施行日以降に完成した建設工事とする。

附 則(平成15年9月22日一部改正)

この要領は、平成15年9月22日から施行する。

附 則(平成17年4月1日一部改正)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日一部改正)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日一部改正)

この要領は、平成21年4月1日から施行する

附 則(平成21年4月1日一部改正)

この要領は、平成21年6月1日から施行する

附 則(平成23年4月1日一部改正)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日一部改正)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月11日一部改正)

この要領は、令和4年4月11日から施行する。

附 則(令和5年1月19日一部改正)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要領による表彰の対象となる建設工事は、令和3年4月1日以降に完成した建設工事とする。